

1 事業名

所沢市国民健康保険税条例の一部改正

2 事業の概要

国民健康保険税の賦課限度額について、国民健康保険の財政状況を踏まえ、所沢市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を尊重の上検討した結果、令和 2 年度分から賦課限度額を変更するため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

医療給付費分賦課限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げ、賦課限度額の合計を 93 万円から 96 万円とする。

3 他自治体の類似する政策等

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法に基づき保険者である市町村ごとに条例で規定している。

賦課限度額の合計を 96 万円に改定又は改定予定の県内市町村は、次のとおりである。

- ・平成 31 年 4 月 1 日改定 : 本庄市、白岡市、ふじみ野市など
- ・令和 2 年 4 月 1 日改定予定 : 川越市、越谷市、川口市、入間市など

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法施行令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

- ・資料 1 令和元年度法定賦課限度額に引き上げた場合における所得階層別世帯状況表
- ・資料 2 法定賦課限度額（国）の推移

新

旧

議案第111号 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。

3・4 略

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。

3・4 略

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

令和元年度法定賦課限度額に引き上げた場合における所得階層別世帯状況表

資料1

総所得		世帯数		賦課限度額引上げによる影響(増額)					
				うち増額世帯数		平均増額(円)		最大増額(円)	
33万円以下		22,779		0		0		0	
固定有	固定無	6,145	16,634	0	0	0	0	0	0
100万円以下		6,893		1		7,000		7,000	
固定有	固定無	3,483	3,410	1	0	7,000	0	7,000	0
200万円以下		9,846		2		19,850		30,000	
固定有	固定無	5,825	4,021	2	0	19,850	0	30,000	0
300万円以下		4,933		0		0		0	
固定有	固定無	3,162	1,771	0	0	0	0	0	0
400万円以下		2,192		8		30,000		30,000	
固定有	固定無	1,546	646	8	0	30,000	0	30,000	0
500万円以下		1,089		15		22,680		30,000	
固定有	固定無	798	291	15	0	22,680	0	30,000	0
600万円以下		611		25		24,872		30,000	
固定有	固定無	471	140	25	0	24,872	0	30,000	0
700万円以下		362		44		25,782		30,000	
固定有	固定無	304	58	44	0	25,782	0	30,000	0
800万円以下		227		104		20,604		30,000	
固定有	固定無	175	52	94	10	21,600	11,240	30,000	30,000
900万円以下		196		191		27,787		30,000	
固定有	固定無	162	34	157	34	28,924	22,535	30,000	30,000
1000万円以下		128		127		29,075		30,000	
固定有	固定無	106	22	105	22	29,286	28,068	30,000	30,000
1000万円超		679		678		29,058		30,000	
固定有	固定無	586	93	585	93	29,156	28,441	30,000	30,000
合計		49,935		1,195		27,805		30,000	
固定有	固定無	22,763	27,172	1,036	159	28,075	26,045	30,000	30,000

現行の賦課限度額：93万円(医療給付費分：58万円 後期高齢者支援金等分：19万円 介護納付金分：16万円)
 令和元年度法定賦課限度額：96万円(医療給付費分：61万円 後期高齢者支援金等分：19万円 介護納付金分：16万円)

法定賦課限度額(国)の推移

資料2

適用年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
平成元年度	42万円	\	\	42万円
平成3年度	44万円			44万円
平成4年度	46万円			46万円
平成5年度	50万円			50万円
平成7年度	52万円			52万円
平成9年度	53万円			53万円
平成12年度	53万円			
平成15年度	53万円		8万円	61万円
平成18年度	53万円		9万円	62万円
平成19年度	56万円		9万円	65万円
平成20年度	47万円	12万円	9万円	68万円
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度 (平成31年度)	61万円	19万円	16万円	96万円

※ 介護納付金分は平成12年度、後期高齢者支援金等分は平成20年度より課税開始となった。

※ 現在の所沢市国民健康保険税賦課限度額は、平成30年度法定賦課限度額を適用している。